

「第 53 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議」（書面開催）結果

1 会議開催日

令和 4 年 2 月 21 日（月）

2 出席者

本部長（知事）

副本部長（副知事、健康医療局長、政策局長、くらし安全防災局長）

本部員（教育委員会教育長、県警察本部長、公営企業管理者、議会局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、労働委員会事務局長、理事、各局長、会計局長、地域県政総合センター所長）

3 内容及び結果

（1）以下の方針について、決定

○重点観察対象者の考え方変更について（2月24日から適用）

- 令和 4 年 2 月 9 日の厚生労働省通知を踏まえ、重点観察対象者の定義を、次のいずれかの条件を満たすことに変更する。

項目	変更後	変更前
年齢	65 歳以上もしくは 2 歳未満	50 歳以上もしくは 5 歳以下
酸素飽和度	SpO2 値 95 以下	変更なし
リスク因子	・ 40～64 歳で重症化リスク因子（高血圧・脂質異常症・喫煙を除く）を 1 つ以上持つ者 ・ 年齢にかかわらず妊娠している者	・ 重症化リスク因子あり ・ 年齢にかかわらず妊娠している者

- パルスオキシメーターの配布については、原則として重点観察対象者に対する貸与とする。ただし、重点観察対象者以外であっても、健康に不安があり、かつ自身での調達ができない方など、特に希望する方については、貸与の申込みを受付け、数量の範囲内で貸与を行う。

（2）以下の事項について、報告

○自主療養者向け療養証明発行について

- 民間保険の請求が可能となるよう、自主療養届を発行済みの神奈川県内の在住者で、LINE または AI コールによる健康観察に一定数以上の回答を行っている自主療養者を対象に、新たに療養証明書を発行する。

4 会議資料

- 重点観察対象者の考え方変更について
- 自主療養者向け療養証明発行について